

令和4年度 第4回 集団指導

＜全サービス共通＞

健康部 介護保険課

説明事項

R3年度報酬改定	P.3～8
事故報告	P.9～11
感染対策	P.12～16
ケアプランデータ連携システム	P.17～20
電子届出システム	P.21～23
窓口について	P.24～25
他担当から連絡	P.26～37

令和3年度報酬改定について

令和3年度報酬改定について

●感染症対策の強化（R6.4.1～義務化）

全サービス

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務づけられました。

【内容】

- ・委員会の開催
- ・指針の整備
- ・研修の実施
- ・訓練（シミュレーション）の実施等

★指針：厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」等を活用してください。

★厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用してください。

令和3年度報酬改定について

全サービス

●業務継続に向けた取組の強化

(R6.4.1～義務化)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、以下の取組が義務づけられました。

【内容】

- ・業務継続に向けた計画等の策定
- ・研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

★厚生労働省のホームページ「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」にて業務継続計画(BCP)ガイドラインについて掲載されていますので活用してください。

令和3年度報酬改定について

全サービス

●高齢者虐待防止の推進 (R6.4.1～義務化)

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、以下の取組が義務づけられました。

【内容】

- ・運営規定に「虐待の防止のための措置に関する事項」の追加
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
- ・指針の整備 ・研修の実施 ・担当者を置く

★運営規定の変更を行った場合、市へ変更届の提出をお願いします。

令和3年度報酬改定について

地域密着型サービス

●認知症介護基礎研修の受講 (R6.4.1～義務化)

【内容】

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

令和3年度報酬改定について

地密特養

●口腔、栄養の取り組みの連携・強化 (R6.4.1～義務化)

【内容】

・口腔衛生管理体制加算の廃止：

基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を実施。

・栄養マネジメント加算の廃止：

栄養士に加えて管理栄養士を配置。基本サービスとして状態に応じた栄養管理を計画的に実施。

事故報告について

事故報告について

◆令和4年1月から12月までの事故発生件数

サービス種	事故種別								計
	転倒	転落	誤嚥・窒息	異食	誤薬・与薬もれ	医療処置関連	不明	その他(※)	
地域密着型老人福祉施設	3	2						1	6
地域密着型通所介護	2								2
認知症対応型共同生活介護	19	3			2		3	2	29
認知症対応型通所介護	1							4	5
小規模多機能型居宅介護	4	1	1				1	1	8
介護老人福祉施設	12	1					6	1	20
介護老人保健施設	11						1	1	13
短期入所生活介護	9						4	2	15
短期入所療養介護								1	1
通所介護	13							3	16
特定施設入居者生活介護	8				3		2		13
通所リハビリテーション		1							1
住宅型有料老人ホーム	4		1	1			1	2	9
計	86	8	2	1	5	0	18	18	138
※その他:介助時の負荷・車両事故・エスケープ・お茶をこぼした・感染症(結核・コロナ)									

◆事故種別診断内容

事故種別	診断内容			
	切傷・擦過傷	打撲	骨折	その他
転倒	5	10	70	1(異常なし)
転落			8	
誤嚥・窒息				1(低酸素脳症)1(呼吸停止)
異食				1(酸素濃度低下)
誤薬・与薬もれ等				5(様子観察)
医療処置関連(チューブ抜去等)				
不明	1	1	16	
その他		1		1(火傷)1(エスケープ)4(結核) 73(異常なし)1(新型コロナ感染による死亡)

- ・事故報告の内容としては、転倒が圧倒的に多く、その中でも骨折が大半を占めています。転倒からADLの低下になることが多くあります。
- ・誤嚥については、死亡にいたるケースもあります。

※ 令和3年度第1回集団指導の内容を再度確認していただき、事故発生時には速やかに提出いただくようお願いいたします。また、最終報告の提出がない事業所があるので、必ず提出してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

(全サービス)

1. 健康管理の徹底

- ・発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状(咳、喉の痛み・違和感など)であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、早期に受診していただくようお願いします。
また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温測定を徹底するとともに、発熱、咳、喉の痛み等の症状が認められる場合は出勤しないさせないようお願いします。

2. 衛生用品等の備蓄について

- ・感染症発生時に備え、各施設・事業所においてあらかじめ十分な備蓄をお願いします。

3. 県の支援策について

かかり増し経費の補助(サービス提供体制確保事業費補助金)

新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者施設・事業所に対し、在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入や人員不足に伴う人件費など介護サービスを継続するために必要なかかり増し経費を補助するものです。

詳細については、宮崎県ホームページにて御確認ください。

トップ>くらし・健康・福祉>保健・健康づくり>感染症対策>宮崎県
新型コロナウイルス感染症対策特設サイト>事業者の皆さま>令和4年度
介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金について

4.感染対策の手引きについて

○【国】(厚生労働省)が作成した感染対策に活用可能な手引き

・介護現場における感染対策の手引き

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000922077.pdf>

・施設内療養時の対応の手引き

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>

○【県】感染対策事例集

5. 利用者・職員の陽性判明に伴う連絡について

- ・ 各事業所・施設において、利用者・職員の陽性が判明した場合



速やかに介護保険課指導担当へ御連絡ください。

【報告先】介護保険課 指導担当

開庁時と閉庁時で連絡先が異なりますので御注意ください。

- ・ 開庁時(平日8時30分～17時15分)

介護保険課 指導担当直通 0986-23-2688

- ・ 閉庁時(夜間、休日・祝日等)

都城市役所 代表電話 0986-23-2111

(警備員室に繋がります。)

ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムについて

◆ケアプランデータ連携システム（令和5年4月～稼働予定）

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステム ※国民健康保険中央会にて構築中

サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できます。

【期待出来る効果】

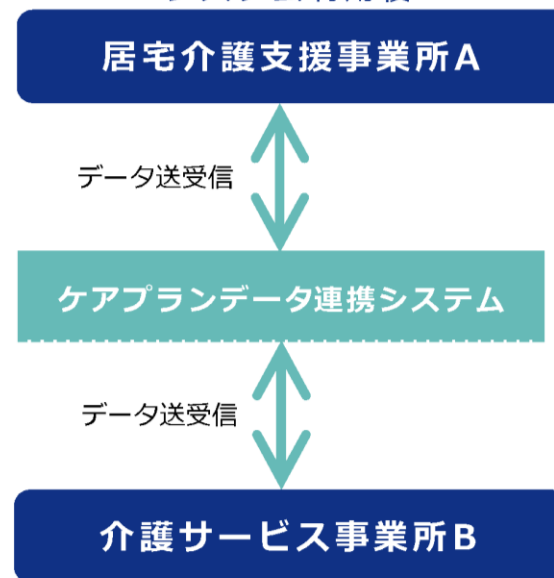
- 提供票の**共有にかかる時間が従来の3分の1**程度になることが期待できます。
- 削減された時間を反映した人件費、印刷費、通信費、交通費など、**年間81万6,000円のコスト削減**も期待できます。
- 転記誤りがなくなり、**心理的負担が軽減**されます。

※調査研究アンケート結果から試算した全国平均の見込み



一層の利用者支援の向上に！

システム利用後



ケアプランデータ連携システムについて

● 運用開始までのスケジュール案

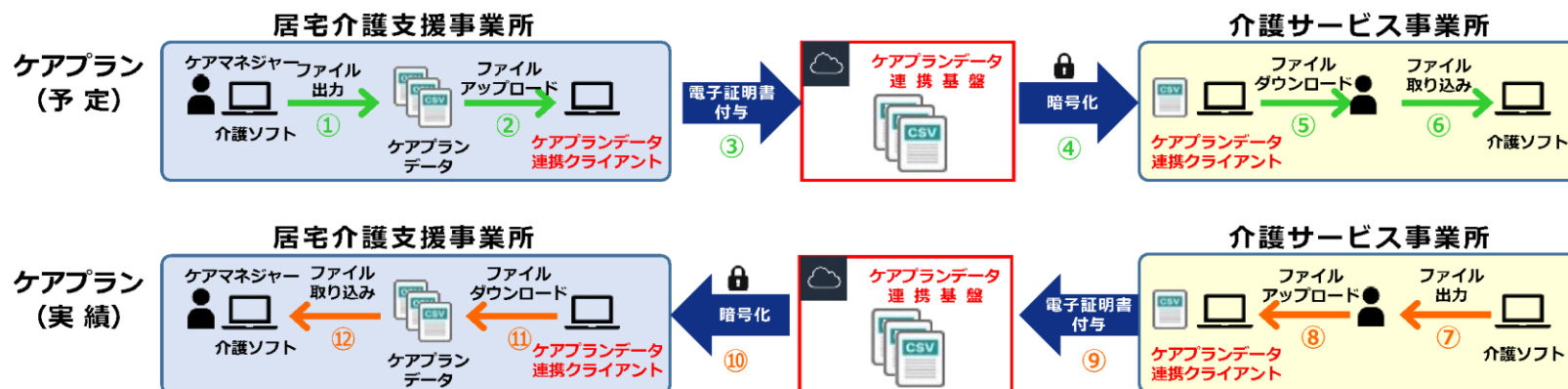
2022 (令和4) 年度							2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
システム開発					パイロット運用		本稼働	

自治体を限定した形でパイロット運用を予定

本稼働後も、必要な機能改修を実施予定

● システムの概要 (ケアプラン連携の業務フロー)

赤字部分がシステムの範囲です。



※安心してやり取りできるよう、セキュリティ対策には十分配慮しています。

ケアプランデータ連携システムについて

◆必要な環境

- ・パソコン(Windows10以降)
- ・厚生労働省のケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフト
- ・介護給付請求に使用する電子証明書
- ・ケアプランデータ連携クライアント

◆利用料金

1事業所あたりのライセンス料:年間 21,000円

支払方法:電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差引きが可能

◆ケアプランデータ連携システムに関する資料、Q&A

国保中央会ホームページ <https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>

ホーム>システム情報>介護保険システム>ケアプランデータ連携システム

電子申請届出システムについて

電子申請届出システムについて

◆電子申請届出システムでできること(令和5年度上半期導入予定)

- ・指定申請等にかかる申請(届出)のオンライン提出
- ・システムで過去に提出した申請(届出)の内容確認、処理状況の確認

※指定権者により、システムによる提出を受け付けている申請(届出)の種類は異なりますので、各指定権者に確認ください。

<都城市にてシステムで提出可能な申請(届出)>

No	申請(届出)名称	No	申請(届出)名称
1	新規指定申請	5	廃止・休止届出
2	変更届出	6	指定辞退届出
3	更新申請	7	加算に関する届出
4	再開届出		

電子申請届出システムについて

◆電子申請届出の受付開始にあたって

受付開始時期、詳細については、事前に周知(通知、ホームページ、集団指導等)します

※従来どおり、書面による申請、届出も可能です

◆電子申請届出システムに関する説明資料等

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

窓口について

●指導担当の窓口が変わります！

今までは、1階オレンジ7番の介護保険課が窓口でしたが、令和5年2月24日から、**地下1階のマイナバー室の隣**に移動しました。

指導担当へご用件のある方は、地下にお越してください。

また、指導担当の電話番号はそのままですので、電話の場合は、介護保険課の代表番号(23-2114)ではなく、指導担当の電話番号へ直接ご連絡ください。

【指導担当電話番号】 0986-23-2688

※地域支援・包括ケア担当も同じく地下に移動しています。

他担当からの連絡

【給付担当】

●居宅届出で間違いやすい事例

★サービス開始日が、居宅届の窓口提出日の以前の月の場合 ➡ 暫定プランの添付が必要です



様式第22号の2 (第14条関係)
居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

区分
新規・変更

被保険者番号
個人番号
フリガナ
被保険者氏名
生年月日
性別
年 月 日 男・女

居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する事業者
事業者の事業所名
事業所の所在地 市
事業所番号
電話番号 ()

事業所を変更する場合の理由 ※事業所を変更する場合のみ記入してください。

居宅介護サービス開始(変更)年月日
年 月 日から

都城市長 宛て
上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。
年 月 日

被保険者 住所
氏名
電話番号 ()

居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供に当たり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

年 月 日 氏名

(注意) 1 この届出書は、居宅サービス計画の作成を依頼する事業者が決まり次第、速やかに都城市へ提出してください。提出する時は、必ず被保険者証を添えてください。
2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業者を変更するときは、必ず都城市へ届け出てください。
3 届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

個人番号確認 代理人確認 備考

居宅介護サービス開始(変更)年月日
年 月 日から

都城市長 宛て
上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。

年 月 日

サービス開始(変更)年月日は、暫定プランのサービスを開始した日となります。

★小規模多機能サービスの居宅届について

利用開始月における居宅サービス等の利用の有無は、必ずチェックをしてください

小規模多機能型居宅介護（介護予防）の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無	※小規模多機能型居宅介護（介護予防）の利用前の居宅（介護予防）サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。）及び地域密着型（介護予防）サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護（短期利用型）に限る。）の利用の有無を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用あり （利用したサービス： _____） <input type="checkbox"/> 居宅サービス等の利用なし		
居宅介護（介護予防）サービス 開始（変更）年月日	年	月
都城市長	宛て	日から

★再度、居宅届出が必要です

- 介護 → 支援 → 介護
- 支援 → 介護 → 支援

区分が変わる為、最初(介護又は支援)のデータが国保連

のデータから消えているので、再度登録が必要です。

- 予防(委託) → 介護になった

予防の時に委託された事業所が介護になってからもサービスを提供するとしても、区分が支援から介護に変更しているため

- 施設を退所し、居宅サービスをまた利用することになった。

●給付の仕組みについて

- ・ 月初日～末日までに入力された情報が、翌月初めに国保連に伝送されます。

(例)

2月1日に届出されたものは、3月初めに国保連に伝送されます。

※月初めに届出をされ、同月の10日までの国保連への請求をされても返戻になります。

宮崎県国民健康保険団体連合会のHP「介護保険 関係者の皆さま」に掲載の“[介護給付費請求の手引き](#)”もご参考ください。

【福祉用具購入申請】

注意事項

下記の場合には、必ず介護保険課に事前確認することが必要です。

- 特殊機能を有するものや高額な福祉用具
(例)ポータブルトイレ家具調、暖房便座、洗浄機能等
- 過去に同品目の商品を購入している場合
- 住民票上の住所以外を生活の拠点としており、商品を購入する場合

疑義が生じる購入については福祉用具購入費の支給が出来ない場合がありますので、購入の際にはご注意ください。

【住宅改修申請】



注意事項

- 日常生活最低限ではない習慣を行う為の工事は改修対象外となる
(例)仏壇・散歩等
- 事前申請内容と変更が生じる場合は、必ず介護保険課へ事前連絡が必要
- 工事完了後、新たな改修が必要になった場合は、最初の改修の事後申請が完了してから、次の申請をすること

※理由書等の書き方について「住宅改修の手引き」を改めてご確認ください。
※住宅改修及び福祉用具購入の取り扱いについて、HPにおいてQ&Aを随時更新しています。
随時ご確認をお願いいたします。

【給付担当】

介護保険負担限度額認定について

1 負担限度額認定は毎年8月1日から翌年7月31日の適用期間 **毎年更新必要**

・通常、申請月の初日に遡って適用

対象者が対象年の8月1日以前から「生活保護」である場合 **令和4年8月1日に遡って適用**

申請月の月途中で生活保護となった場合 **その月の初日に遡って適用**

2 負担限度額認定は要件を満たす必要があります。

・住民票上の世帯員全てが非課税 ・別世帯の配偶者（内縁を含む）も非課税

「年間収入が80万円以下は預貯金の上限が650万円（夫婦は1650万円）」

「80万円超～120万円以下は預貯金の上限が550万円（夫婦は1550万円）」

「120万円超は預貯金の上限500万円以下（夫婦は1500万円以下）」が預貯金要件

【給付担当】

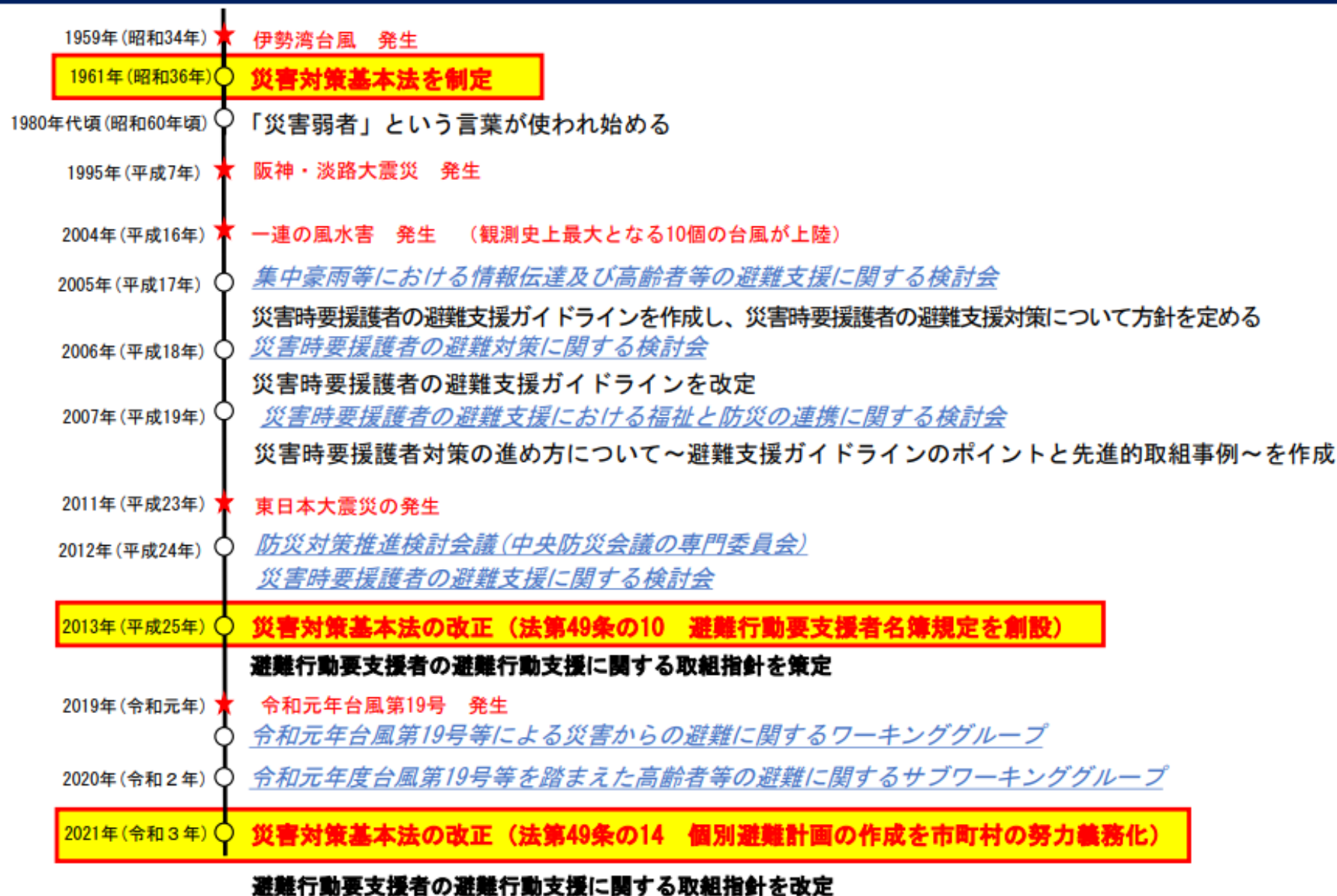


- ・対象者の全ての預貯金通帳の写し（定期預金含む）及び配偶者（別世帯、内縁含む）の預貯金通帳の写し
- ・直近で預貯金の要件に影響する、多額の出金がある場合、それを証明する書類の添付必要。（施設利用の支払いや災害修繕工事などを行った時の領収書等）

3 その他の注意事項

- ・給付制限（給付額減額・支払方法変更）期間中は、負担限度額認定は対象外
- ・新規介護認定申請中に負担限度額申請 結果は介護認定が決定された後に判定

避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ



都城市避難行動要支援者名簿

東日本大震災を教訓として、障がい者や高齢者等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が平成25年の災害対策基本法の改正により、義務化された。

本市では、平成28年12月に条例を制定し、下記手順にて名簿の作成及び更新を毎年行っている。

要支援者の要件

- (1)65歳以上の単身世帯に属する者
- (2)75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (3)要介護3以上の者
- (4)身体障害者手帳の1級若しくは2級に該当する肢体障害を有する者又は視覚障害若しくは聴覚障害者
- (5)療育手帳の交付を受けている者
- (6)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (7)難病患者
- (8)その他、本人からの申出があった者

【作成手順】

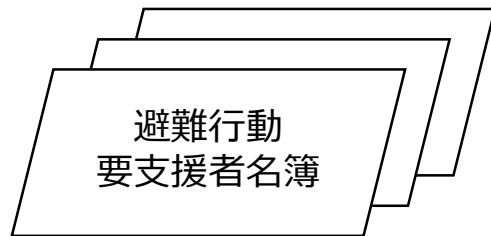
①民生委員による事前調査



②名簿登録調査票を送付



③**災害時に**自ら避難することが困難と回答のあった方を**名簿登録**



提供

民生委員・児童委員
地区まちづくり協議会
自治公民館等

都城市避難行動要支援者個別避難計画策定事業

災害時に自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等（避難行動要支援者）に対し、日頃からサービスの利用を通じて信頼関係の取れている福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）が対象者の身体状況や基礎疾患等を「個別避難計画」として策定することで、平時・災害時の切れ目のない包括的な支援体制を構築するためのもの。

事業開始	令和4年4月1日
依頼先	市内に居住する名簿登載者を担当する福祉専門職の事業所
優先作成	浸水想定区域 に居住する障がい者や高齢者等
手数料	計画作成1件あたり7,000円 計画の更新の場合も7,000円/件（大幅な変更に限る）
依頼件数	1事業所あたり 最大20件程度 ※最小で1件

